

第3章 成人・障害のある人の支援

- 第1節 経済面のサポート
- 第2節 障害や難病がある人の支援
- 第3節 日中の活動を支える
- 第4節 暮らす場所を考える
- 第5節 その他の三原市のサービス
- 第6節 相談窓口・権利を守る

この章は、成人・障害のある人の支援と題していますが、広くさまざまな場面を想定した制度の紹介を行っています。病気やけがをしたり、障害を有したりという出来事は、その人の生活に大きな影響を及ぼします。それは、時間的な経過や物理的・社会的な環境のなかで生活のしづらさとして表れてくる場合があります。社会保障や公的扶助の各種制度、障害者総合支援法等による支援を効果的に活用できるよう、支援者には幅広い知識が求められます。

なお、児童（第2章）や高齢者（第4章）については、その特性を踏まえた制度がありますので、各章を参照してください。

第1節 経済面のサポート

病気やけがにより収入が減ったり、障害があることで医療費の支払いや生活費が困ったときの負担軽減となる制度です。

① 医療費の自己負担を軽減する

1) 限度額適用認定証

医療機関等の窓口での支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請する「高額療養費」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

70歳未満の人が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口に提示すると、1か月（暦月）の窓口での支払いが、自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、所得区分によって異なります。



限度額適用認定
(協会けんぽ)

利用できる人	外来通院時、入院治療時
窓口	各保険者（三原市保険医療課・協会けんぽなど）
コメント	マイナンバーカードを保険証として使用する場合は手続き不要です。

表 1 70 歳未満の人

所得区分 (上段は国保、下段は社保)		自己負担限度額 (月額)	多数回 (※)
ア	総所得金額等 901 万円超 標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	総所得金額等 600 万円超 標準報酬月額 53~79 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	総所得金額等 210 万円超 標準報酬月額 28~50 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	総所得金額等 210 万円以下 標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	市民税非課税者	35,400 円	24,600 円

※申告がない場合、市民税非課税であっても区分アの該当となります。

表 2 70 歳以上 75 歳未満の人

所得区分 (上段は国保、下段は社保)	1 か月あたりの自己負担限度額	
	外来のみ (個人ごと)	入院 (同一世帯で入院と外来が複数あった場合、合算)
現役並み所得者Ⅲ 課税所得 690 万円以上 標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) × 1% [多数回 : 140,100 円]	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得 380 万円以上 標準報酬月額 53 万円以上	167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1% [多数回 : 93,000 円]	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得 145 万円以上 標準報酬月額 28 万円以上	80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1% [多数回 : 44,400 円]	
一般所得者 現役並み・非課税以外の方	18,000 円 [年間上限] 144,000 円	57,600 円 [多数回 : 44,400 円]
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

※多数回 : 過去 12 か月以内に 3 回以上、限度額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

表3 75歳以上（後期高齢者医療）の人

所得区分	1か月あたりの自己負担限度額	
	外来のみ（個人ごと）	入院（同一世帯で入院と外来が複数あった場合、合算）
現役並み所得者Ⅲ 課税所得 690万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% [多数回：140,100円]	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得 380万円超	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% [多数回：93,000円]	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得 145万円超	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% [多数回：44,400円]	
一般所得者	18,000円 [年間上限] 144,000円	57,600円 [多数回：44,400円]
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※多数回：過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

※令和4年10月から令和7年9月までの間は、2割負担の人は配慮措置として、外来の自己負担限度額について、医療費が3万円以上の場合「6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%」と比較して低い方を適用。

2) 入院時食事療養費の自己負担の減額（標準負担額減額認定証）

市民税非課税世帯の人は、手続きをすることで入院中の食事負担金が減額されます。高額療養費と異なり、食事療養費はさかのぼっての減額申請や払い戻しができません。

利用できる人	市民税非課税世帯の人
窓口	三原市保険医療課
コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、領収証等の入院期間（91日以上）を証明できるものを添えて再度申請すると、さらに減額となる ・65歳以上の人が療養病床に入院したときは、食費と居住費として異なる算定方法となる

対 象		1食の負担額	
一般課税世帯	(手続き不要)	460円	
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ	90日まで	210円
		90日を超える入院	160円
	低所得Ⅰ	70歳以上で所得が一定基準以下	100円

3) 難病医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 27 年 1 月に施行されました。合計 338 疾病(5頁)が対象となり、医療費負担の軽減を目的として医療費の一部助成をしています。

利用できる人	①症状の程度が重症度分類を満たす人 ②上記①には該当しないが、過去 12 ヶ月に指定難病に関する医療費総額が 33,330 円を超える月が 3 回以上あった人(軽症高額該当)
医療費助成の対象	【対象となる医療給付の内容】 ①診察 ②薬代 ③医学的処置、手術等 ④訪問看護費等 【対象となる介護給付の内容】 ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④介護療養施設サービス ⑤介護予防訪問看護 ⑥介護予防訪問リハビリテーション ⑦介護予防居宅療養管理指導 ⑧介護医療院サービス
申請方法	以下の必要書類を窓口へ提出します。 ・特定医療費(指定難病)支給認定申請書 ・難病指定医による診断書(臨床調査個人票) ・公的医療保険の被保険者証のコピー ・マイナンバー住民票の写し(世帯全員分) ・世帯の所得を確認するための書類
窓口	広島県東部保健所 (尾道市古浜町 26-12 ☎0848-25-2011)

表 自己負担上限額

【単位：円】

階層区分	階層区分の基準 《医療保険上の世帯で算出する》		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額(外来+入院)		
			一般	高額かつ長期※	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市民税 非課税 (世帯)	本人収入 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市民税 課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市民税 7.1万円以上 25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市民税 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

4) 自立支援医療（更生医療）

身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

利用できる人	該当要件に関しては、窓口にて確認
窓 口	三原市社会福祉課

5) 自立支援医療（精神通院）

精神医療（診察・訪問看護・デイケア・薬局の利用）に要する費用について、窓口での自己負担額が1割となり、世帯の課税状況に応じて1か月の負担限度額も設けられる制度です。

精神疾患の治療では、長期間の通院が必要となる場合も少なくありません。症状がほとんど消失している人であっても、軽快状態を維持し再発を予防するために通院治療を続ける必要がある場合も対象となります。有効期間は1年間で、都度更新が必要となります。

利用できる人	継続した治療が必要な精神疾患を有する人
窓 口	三原市社会福祉課

6) 重度心身障害者（児）医療費

重度の心身障害者（児）が医療機関で保険診療を受けた場合の自己負担相当額が助成されます。受診者は一医療機関ごとに1日200円（入院14日まで、通院4日まで）を支払います。

利用できる人	次のいずれかに該当する人（所得制限あり） ①身体障害者手帳1～3級を持っている人 ②療育手帳④、A、⑤を持っている人 ③精神保健福祉手帳1級を持っている人で、自立支援医療（精神科通院）受給者証を所持している人
窓 口	三原市社会福祉課

7) 特定疾病療養費


以下①～③の特定疾病に該当し、高額な治療を長期間続ける必要がある場合に、医療費の一部を補助します。医療機関の窓口にて「特定疾病療養受療証」を提示すれば、同一医療機関に支払う自己負担金は月額1万円（※）までとなります。

※人工透析が必要な慢性腎不全の治療を受けている人で、70歳未満の上位所得者は、自己負担月額は2万円までとなります。

利用できる人	①人工透析が必要な慢性腎不全 ②先天性血液凝固因子障害の一部（血友病） ③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
窓 口	各保険者（三原市保険医療課・協会けんぽなど）
コ メ ン ト	申請月より対象となる

8) 肝炎治療費助成制度

B型・C型肝炎のインターフェロン治療、C型肝炎のインターフェロンフリー治療、またはB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成を行う制度です。医療費の自己負担限度額が月額1万円（上位所得層は月額2万円）までとなります。

利用できる人	医療保険に加入している人で、以下の治療法を受けており、所定の診断書提出が可能な基準に該当する人 (1) B型肝炎に対する治療 (2) C型肝炎に対する治療	
窓口	広島県東部保健所（尾道市古浜町 26-12 ☎0848-25-4641）	

9) 特定不妊治療費助成

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する制度です。助成額は1回の治療につき15万円まで（一部7万5千円まで）となります。初めて治療を受ける際の妻の年齢により、助成の通算回数が決められています。

利用できる人	体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された、法律上婚姻をしている夫婦。妻の年齢が治療開始時43才未満の人。県が指定する医療機関で治療を受けていること（所得制限あり）
窓口	広島県東部保健所 （尾道市古浜町 26-12 ☎0848-25-2011）

10) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付

65歳以上で一定の障害を有する人は、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで、医療費の自己負担額を1割とすることができます。（一般所得者の中で一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得者は3割）。


利用できる人	次のいずれかに該当する人。 ①国民年金などの障害年金1～2級 ②身体障害者手帳1～3級、4級の下肢障害の一部、4級の音声機能または言語機能の障害に該当する人 ③精神障害者保健福祉手帳1～2級の人 ④療育手帳A・A
窓口	三原市保険医療課



② 手当・年金等


1) 傷病手当（雇用保険）

離職して公共職業安定所で求職の申し込みをした後に、病気やけがのため働けなくなった場合に基本給付に代わって支給されます。

利用できる人	次のいずれも満たす人。 <ul style="list-style-type: none"> 基本手当の受給資格者（すでに受給している人も含む） 離職後に公共職業安定所で求職の申し込みをしている 病気やけがのために就業できない状態が15日以上続いている その病気やけがが求職の申し込み後に発症している 	 基本手当 (ハローワーク)
窓 口	所管公共職業安定所	

2) 傷病手当金（健康保険）

病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられないときに生活の保障として支給されます。

利用できる人	<p>①病気やけがのために働くことが出来ない状態であり、3日以上連続して会社を休んでいる人</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事中や通勤中に生じた病気やけがは労働者災害補償保険（76頁）の傷病手当の対象となる 国民健康保険や任意継続の被保険者は対象外 <p>②会社を休んでいる間、給料が支払われていないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 給料の支払いがあっても傷病手当金の額より少ない場合は差額が支給される <p>●退職した場合、以下の条件で継続給付を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格喪失をした日の前日（退職日）までに継続して1年以上の被保険者期間があること 資格喪失時に傷病手当金を受けているか、または受ける条件を満たしていること（退職日に出勤したときは、条件を満たさない） 	 傷病手当金 (協会けんぽ)
窓 口	事業所の社会保険担当者か健康保険の保険者	
支 給 額	1日あたりの額：[支給開始日の以前12か月間の各標準月額を平均した額] ÷ 30日 × 2/3 ただし、障害年金・障害手当金・労災保険からの休業補償給付が受けられる場合は一部または全額の支給が停止する	
支 給 期 間	仕事を休んで4日目から最長1年6か月。 再び働ける状態になったときは支給停止するが、同じ病気やけがで働くことが出来なくなった場合は期間内で再支給を受けることができる	

							←4日目～1年6ヶ月→					
欠勤	欠勤	出勤	欠勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	欠勤	出勤	
×	×	×	×	×	×	×	○(支給)	×	○	×	×	

←待機期間が成立→

3) 特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障害を持ち、日常生活において常時介護を必要とする障害者の負担を軽減するために支給されます。

利用できる人	精神または身体に重度の障害を有し、在宅で生活している20歳以上の人。(所得制限あり)
支給額	月額27,300円(令和4年度) 毎年2・5・8・11月に支給
窓口	三原市社会福祉課



4) 三原市重度心身障害者介護手当

詳しくは第2章を参照してください(50頁)。

5) 障害者扶養共済制度(しょうがい共済)

障害のある人を扶養している保護者が、障害者の将来に対する不安を軽減する目的から、自らの生存中に毎月一定額の掛け金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

利用できる人	次のいずれかに該当する人 ①知的障害、身体障害者手帳1級～3級に該当する人の保護者 ②精神または身体に永続的な障害があり、上記と同程度の人
支給額	加入者が障害のある人の生存中に亡くなられたとき、または重度障害状態に該当したときに、終身にわたり障害のある人に年金が支給される。 1口加入 月額2万円、2口加入 月額4万円
窓口	広島県健康福祉局 障害者支援課、三原市社会福祉課
コメント	保護者は加入時年度の4月1日時点で65歳未満であり、生命保険契約が行える健康状態であること。障害のある人1人に対して、加入できる保護者は1人(最大2口まで)。

6) 医療費控除

1月1日～12月31日の1年間に支払った医療費自己負担額の総額が10万円を超えた場合、または合計所得金額(世帯合算)の5%を超えた場合(どちらか少ない額)、最高200万円までの医療費控除が受けられます。確定申告書、医療費の領収証、源泉徴収票をもって翌年3月15日までに所管税務署に確定申告を行います。

対象となる項目は次ページを参照してください。

●医療費控除の対象となる項目・対象とならない項目

対象となる項目	対象とならない項目
①医師、歯科医師による診療費・治療費 ②治療・療養のための医薬品の購入費 ③病院、診療所、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、助産所等の入院・入所費 ④治療のためのあんま、マッサージ、指圧、はり、灸等の施術費 ⑤看護師等に支払った療養上の世話の費用 ⑥助産師による分娩の介助料 ⑦介護保険制度のサービス利用自己負担費 ⑧診療や治療などを受けるために支出した以下の費用 交通費、入院中の部屋代・食事代、医療器具の購入費・レンタル費で通常必要なもの ⑨義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯等の費用 ⑩6か月以上の寝たきり状態で医師がオムツ使用の必要性を認めた人のおむつ代 ⑪骨髄・臓器移植あっせんに係る患者負担金	①お産の費用 ②医師などに対する謝礼 ③健康診断や美容整形・矯正の費用 ④疾病予防や健康増進のための医薬品・健康食品の購入費 ⑤近視などの矯正用メガネ・コンタクトレンズの購入費 ⑥入院中の身の回りの品の購入費 ⑦家族や親類縁者に支払う療養上の世話の費用 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等

③ 労働者災害補償保険（労災保険）

仕事中の病気やけが、通勤中のけがに対して、その治療費、休業中の賃金、障害が残った場合の一時金や年金、死亡時の遺族補償があります。保険給付の種類や内容はQRコードをご覧ください。



労災補償
(厚生労働省)

④ 障害年金

1) 障害年金

病気やけがで、法令に定められた障害等級表による障害状態に該当する場合、障害年金を給付できる可能性があります。初診時に加入していた年金により給付内容が異なります。

	障害基礎年金		障害厚生年金	
	初診日	65歳未満であること (老齢基礎年金の繰り上げ受給者は除外)	厚生年金の加入者であること	共済年金の加入者であること (平成27年10月まで)
障害状態	障害認定日に障害等級表に定める1～2級に該当すること		障害認定日に障害等級表1～3級に該当すること	
対象となる障害	眼、聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく嚥下機能、言語機能、肢体、精神、神経系統、呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、代謝疾患、悪性新生物、高血圧症、その他疾患や重複による障害			
窓口	三原市市民課	三原年金事務所 (第3号被保険者の場合は、三原市市民課)	各共済組合	

※障害年金の等級は、障害者手帳の等級とは必ずしも一致しません。

2) 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者への給付金です。障害基礎年金よりも金額は低く設定されています。

利用できる人	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者 ①②のいずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人 *65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した人に限られる
窓口	三原市市民課
コメント	必要な添付書類が整わない場合でも請求書の受付は行われる。不足している書類は、準備ができ次第、後日の提出が可能

⑤ 生活保護制度

経済的に困窮して生活に困るすべての国民に対して、国が最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度です。

原則として世帯を対象として、その世帯が住んでいる地域、世帯構成や年齢により国が定めた保護基準によって生活費などが支給されます。ただし、その世帯に収入がある場合は、最低生活費に足りない額を補う形で生活保護費が支給されます。

基準	生活保護費(最低生活費)	世帯収入が生活保護費(最低生活費)の基準を超えていると、生活保護は受けることができません。
生活保護要	世帯収入 支給される生活保護費	
生活保護否	世帯収入	

利用できる人	国民であれば誰でも利用することが出来ます。外国人の場合は、在留資格のある在留カードまたは特別永住証明書が必要です。
窓口	三原市社会福祉課
利用方法	①申請 住んでいる地域(居住地)の福祉事務所等で申請してください。 ②申請後に家庭訪問や資産・扶養調査などが行われます。 ③調査結果に基づいて14日以内に保護開始か却下の判定がなされます。特別な事情がある場合には30日まで延長されることがあります。 ④決定に不服がある場合は、都道府県知事に不服申し立てという審査請求ができます。
申請について	・生活保護の申請は書面で行うこととなっていますので、相談だけでは申請になりません。申請したいという意思表示をしてください。 ・原則として、申請日から生活保護の適用(開始)となります。 ・急病等のため福祉事務所の業務時間外や土・日・祝日に入院した場合などの医療扶助の適用は、立証されれば申請日を遡及して適用されます。

⑥ 生活困窮者自立支援制度

働きたくてもなかなか仕事が見つからない、年金をもらっているが生活が苦しい、借金がある、家賃・税金・公共料金・医療費が支払えない、ひきこもり・不登校などの家族がいるなど、様々な困難の中で生活に困窮している人が、自立した生活を送れるように相談を受け、支援を行います。

内 容	●自立相談支援事業 生活に困りごとや不安を抱えている場合の相談を受け付け、その解決に向けてどのような支援が必要かを一緒に考える。また、内容によっては専門機関を紹介する。
	●住居確保給付金の支給 離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給する。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。 ※一定の資産収入等に関する要件を満たしている人が対象
	●家計改善支援事業 経済的な課題を抱える人に対して、家計の視点からの情報提供や家計の見える化等の専門的な助言、指導等を行うことにより、家計管理能力の向上を通じて、その人の自立を促進する。
利用できる人	経済的不安や社会的孤立など、様々な理由で生活に困窮している人。
窓 口	自立相談支援センターみはら（三原市社会福祉協議会内） ☎0848-67-4568
コ メ ント	支援員が相談に応じ、お困りの状況や課題を把握して、一人ひとりに応じた支援計画を作成し、生活の安定や就労など自立に向けた支援を行う。
根 拠 法	生活困窮者自立支援法

⑦ 緊急食糧等支援事業（フードバンク）

さまざまな理由で生活が困窮し、食事が満足に取れない状態になった世帯に対し、一時的に食料等を提供することで、自立した生活を送ることができるよう支援します。

利用できる人	市内に在住しており、緊急一時的なやむをえない理由で困窮している、あるいは何らかの制度利用等で今後生活の立て直しが見込める世帯
窓 口	三原市社会福祉協議会各地域センター、自立相談支援センターみはら
コ メ ント	利用期間は考慮しますが、原則2週間まで。提供する食料は米やレトルト食品が中心になる。

⑧ 資金の貸付

1) 生活福祉資金

金融機関や公的貸付制度からの借入や他の制度の利用が困難な世帯に対する貸付制度です。連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%となります。

利用できる人	①低所得者世帯：おおむね市民税非課税程度の世帯 ※生活保護世帯は福祉事務所が必要と認めた場合に限る ②障害者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯 ③高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯
資金の種類	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類。 例えば、就職に必要な知識・技術等の習得、高校・大学等への就学、住居に関する費用、介護サービスを受けるための費用等。
窓口	三原市社会福祉協議会

2) 総合支援資金

失業などによって生活に困窮している人が、生活を立て直し、経済的な自立を図れるように貸付を受けられる制度です。

内容	(1) 生活支援費 生活を再建する間に必要な生活費として、月20万円までの貸付けを原則3か月間行う（延長申請が可能。単身世帯は月15万円以内） (2) 住宅入居費 敷金、礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な資金として、40万円までの貸付けを行う (3) 一時生活再建費 就職活動や技能習得、家賃や公共料金などの滞納の一時立て替え、債務整理に必要な費用などについて、60万円までの貸付けを行う ※貸付利子は連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は年1.5%
利用できる人	離職している場合は、ハローワークへ求職申し込みと職業相談が必要で、かつ以下の貸付要件（抜粋）を満たす人 ・低所得者世帯（市民税非課税程度）で、失業や収入の減少などによって生活に困窮している ・住居があるか住居確保給付金申請を行い、住居確保が確実に見込まれる ・自立相談支援センター、社会福祉協議会、ハローワークなど関係機関から、継続的な支援を受けることに同意している、など ・就労が可能であり、それに向けて努力している
窓口	三原市社会福祉協議会

3) 臨時特例つなぎ資金

離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、住宅手当等）、または公的貸付制度（就職安定金融融資等）を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けるものです。

利用できる人	住居のない離職者であって、ハローワーク等で公的給付等の申請を受理されていること（本人名義の金融機関の口座が必要）
貸付上限	10万円
窓口	三原市社会福祉協議会

⑨ 税金や公共料金等の減免・割引

障害のある人の生活の安定を図るため、さまざまな税金や公共料金等の減免・割引き制度があります。

種 類	利用できる人	内 容	窓 口
所得税	本人、扶養親族、控除対象配偶者が以下に該当する場合。(③は同居に限る) ①身体障害3～6級、療育手帳⑧・B、精神障害2・3級 ②特別障害者(身体障害1・2級、療育手帳④・A、精神障害1級) ③特別障害者(身体障害1・2級/精神障害1級、療育手帳④・A)	障害者控除 ① 27万円 ② 40万円 ③ 75万円	税務署
相続税	①身体障害3～6級、療育手帳⑧・B、精神障害2・3級 ②特別障害者(身体障害1・2級/精神障害1級、療育手帳④・A)	相続税の控除 ① 10万円×(85-年齢) ② 20万円×(85-年齢) (年齢は、端数切り上げ)	
贈与税	障害者を受益者とする信託受益権の贈与を受けた場合 ①特定障害者(精神障害2・3級) ②特定障害者[特別障害者(身体障害1・2級/精神障害1級/療育手帳④・A)]	非課税 ①限度額3,000万円 ②限度額6,000万円	
自動車税 自動車取得税 軽自動車税	身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本人もしくは生計を一にしている人等。身体障害では細かく分類あり、療育手帳では④・A、精神障害では1級に相当する人が対象	減免	県税事務所 軽自動車税は、三原市市民税課
住民税	本人、扶養親族、控除対象配偶者が以下に該当する場合。(③は同居に限る) ①身体障害3～6級、療育手帳⑧・B、精神障害2・3級 ②特別障害者(身体障害1・2級、療育手帳④・A、精神障害1級) ③特別障害者(身体障害1・2級/精神障害1級、療育手帳④・A)	障害者控除 ① 26万円 ② 30万円 ③ 53万円	三原市市民税課
交通運賃		JR、バス、タクシー でそれぞれ規定あり	

種 類	利用できる人	内 容	窓 口
NTT無料番号 (ふれあい案内)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。身体障害の場合、以下のいずれかに該当する人。 ①視覚障害1～6級 ②肢体不自由1～2級(上肢機能障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) ③戦傷病者手帳を持っている人で、視覚障害(特別項症～第6項症)、上肢障害(特別項症～第2項症) ④療育手帳を持っている人 ⑤精神障害者福祉手帳を持っている人	NTT番号案内104番が無料	NTT西日本 ふれあい担当 フリーダイヤル 0120-104174 月～金 9:00～17:00
NHK放送 受信料	①公的扶助受給者(生活保護等) ②身体障害者がいる世帯 ③知的障害者がいる世帯 ④精神障害者がいる世帯 ⑤社会福祉事業施設入所者	全額免除 ※世帯構成員全員が市民税非課税であること	三原市社会福祉課で放送受信料免除申請書に証明印を受け、NHKへ郵送
	①視覚・聴覚障害者 ②身体障害者(1・2級) ③知的障害者(A・A) ④精神障害者(1級) ⑤重度の戦傷病者	半額免除 ※手帳所有者が世帯主かつ受信契約者であること	
郵便料金	①点字郵便物、特定録音物郵便物の無料扱い、②点字ゆうパック運賃減額、③聴覚障害者用ゆうパックの運賃減額、④心身障害者用ゆうメール運賃減額、⑤定期刊行物の低料第三種郵便物認可、青い鳥郵便葉書の無償配布		郵便局
携帯電話料金	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特別医療費(指定難病)受給者証、いずれかの交付を受けている人	概ね5割引以上 NTTdocomo ハーティ割引 Softbank ハートフレンド割引 au スマイルハート割引	各携帯電話会社



手帳区分	対象要件																	窓口及び利用手続				
	支援の種類	身体障害の範囲							知的障害の程度				精神障害の程度			その他						
		障害の程度	視	聴・平	音・言 そしやく	上肢	下肢	体幹	脳原性	内部	㉔	㉕	B	1級	2級		3級					
身障手帳／療育手帳／精神手帳	所得税、住民税 算定上の控除	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所得税…税務署・勤 務先 住民税…市民税課 税務署				
	相続税算定上の控除	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	マル優制度 (預貯金等 利子非課税)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	NHK放送 受信料の減免	全免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	NTT無料番号案内	半免	1~6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	携帯電話使用料割引	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	施設入所相談	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	重度心身障害者 医療費助成	1~3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自立支援医療 (精神通院医療)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害基礎年金 (1級・2級)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別障害給付金 (1級・2級)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特別児童扶養手当 (1級・2級)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特別障害者手当等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
心身障害者扶養共済	1~3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1 各種支援の対象要件については、これに記載した以外にも要件があることがありまますので、詳しくは窓口でおたずねください。

※2 国内航空については、詳しくは各航空会社でおたずねください。

第2節 障害や難病がある人の支援

本節では、障害者手帳と障害者総合支援法に焦点を絞り、一般的な支援について解説しています。第3節（97頁）も併せて確認してください。

① 障害者手帳の取得

障害があることを認定する証明として、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。障害者手帳を提示することにより、料金・税金の優遇などを受けられます（80頁）。障害者手帳の種別や等級、また各地方自治体により、受けられるサービスは異なります。

1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対して交付されます。障害の種類別に重度の1級から6級までの等級が定められています。手帳を取得することで、福祉サービス、医療費助成、運賃の割引などを受けることができます。

利用できる人	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害がある人。 いずれも、一定以上で永続することが要件とされている 【障害の種類】 ・ 肢体不自由（下肢、上肢、体幹、乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害） ・ 視覚 ・ 聴覚 ・ 平衡機能 ・ 音声言語機能 ・ そしゃく機能 ・ 内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓） ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
窓 口	三原市社会福祉課

2) 療育手帳

知的障害のある人が一貫した相談・指導や必要な福祉サービスを受けられるよう、児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された人に対して交付されます。障害の程度によって、④（最重度）、A（重度）、③（中度）、B（軽度）の手帳があります。

利用できる人	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にあり、子ども家庭センターにおいて知的障害と認められた人（申請は年齢制限なし）
窓 口	三原市社会福祉課、県東部子ども家庭センター（福山市）

3) 精神障害者保健福祉手帳

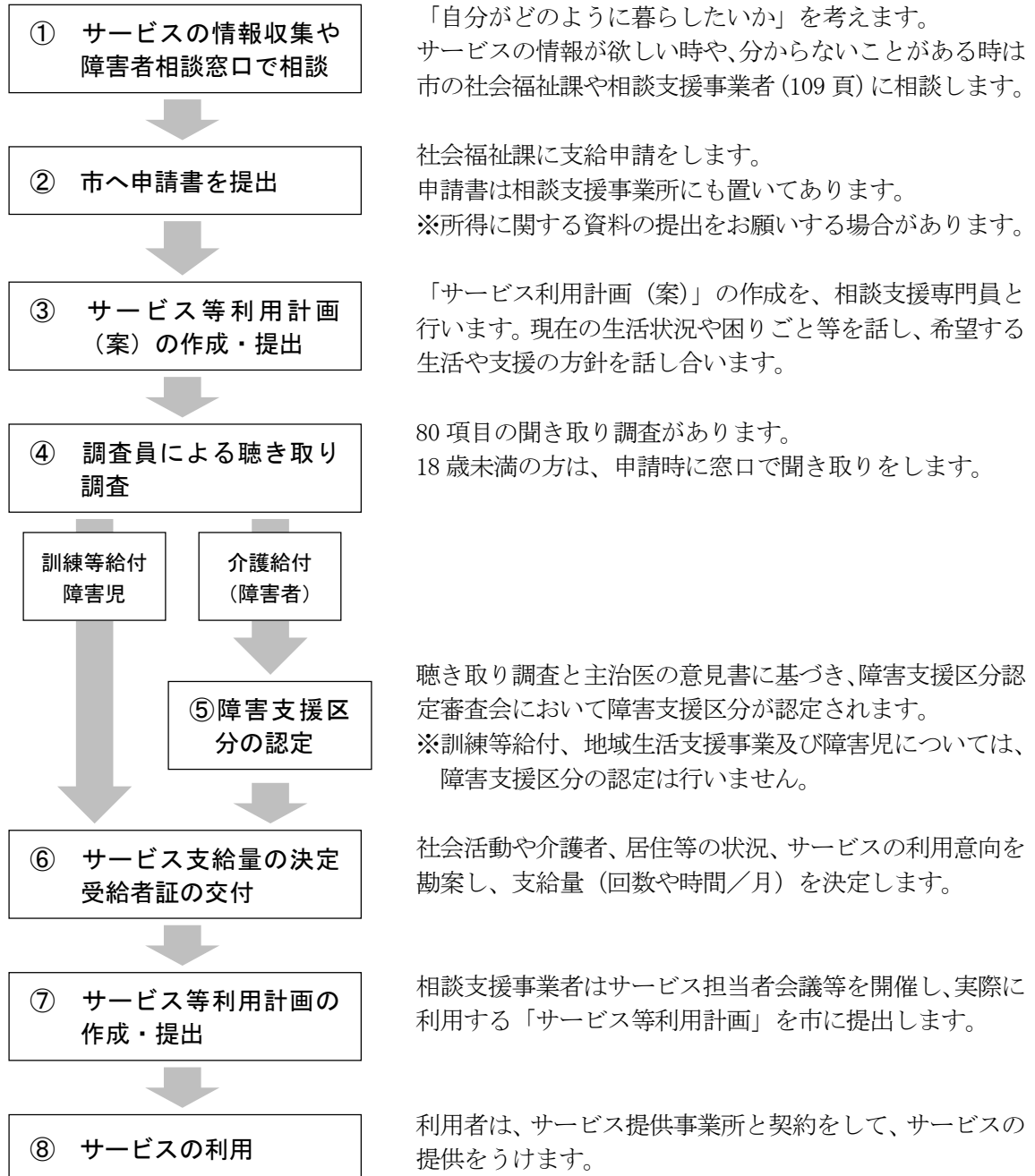
障害の程度によって重度の1級から3級までの等級が定められています。

利用できる人	精神障害（知的障害者福祉法の知的障害は除く）のため、長期にわたり、日常生活または社会生活に制約がある人。高次脳機能障害・発達障害を含む
窓 口	三原市社会福祉課
コメント	・ 精神科の初診から6か月を経過する人が対象 ・ 医師の診断書に代えて、精神障害を理由とする障害年金証書の写しでも手続きが可能 ・ 手帳の有効期間は2年間で、都度更新が必要

② 障害福祉サービス申請の流れ

障害福祉サービス等の支給申請から支給決定までの流れ

障害福祉サービス等を利用するには、受給者証の交付を受ける必要があります。



障害福祉サービス等の利用の流れ

支給決定を受け、サービス等利用計画に基づき、サービス事業者と契約を結び、障害福祉サービス等を利用します。

① サービス等利用計画に基づくサービス利用の手続

サービス等利用計画に基づき、相談支援事業者と相談しながら、サービス提供事業者と契約手続きをします。

② サービス提供事業所と契約

利用者と事業者が対等な立場で、契約を結びます。
 契約の際には、「**重要事項説明書**」といわれるサービス内容の重要な項目について、具体的に説明した書類が渡されます。
 分からないことがあれば、遠慮せずに、納得できるまで質問してください。市が送付した受給者等を事業所に提出します。

③ サービスを利用

サービス提供事業者と実際の具体的支援内容を決める「個別支援計画」を作成します。よく話し合っ、作成してください。
 サービスの内容に疑問や不満がある時は、「**苦情受付担当者**」に言いましょう。
 ◎「苦情受付担当者」は各事業所に設置されることになっています。

「三原市障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用の手引き」から抜粋

サービス利用の対象となる人

- ①身体障害者手帳を所持している人
- ②療育手帳を所持している人
- ③精神障害者保健福祉手帳を所持している人
- ④指定される難病に罹患している人（QRコード参照）

※知的障害、精神障害（発達障害を含む）の人は、手帳を所持してなくても、障害を有していることが分かる医師の意見書等（様式問わず）があれば、利用申請することができます。

※児童発達支援及び放課後等デイサービスは、医師等の意見書によりサービスの利用が必要と認められれば利用することができます。

※介護保険制度の対象者は、介護保険のサービスの利用が優先されます。



対象疾病
(難病等)

③ 暮らすところで利用するサービス

障害福祉サービスとして全国一律に実施される介護給付や訓練等給付、市町村ごとに実施される地域生活支援事業を利用することで、介護や家事の援助、外出の支援など、日常生活を送る上で必要な支援を受けることができます。


●介護給付 123 頁

居宅生活を送る上で必要な介護や、外出に際しての支援などです。全国共通のサービスですが、サービス事業所の数は市町によって異なります。

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	○	○	○	
	家事援助				
	通院等介助				
	相談・助言				
重度訪問介護	重度の障害により常に介護を必要とする人に、食事や入浴などの介護、家事の援助、外出時の支援など生活全般にわたる支援	○	○	○	認定調査上の要件がある
行動援護	外出などの際に起こりうるこだわりやパニック、徘徊などの状況に対応し、安全な活動ができるように支援		○	○	認定調査上の要件がある
同行援護	視覚障害者の安全な外出を支援するために移動時に必要な情報提供、代筆や代読などを行う	○			
重度障害者等包括支援	最重度の障害者を、通所と訪問を組み合わせた複数のサービスで支援	○	○	○	三原市には事業所がない

●地域生活支援事業

全国共通ではなく、都道府県・市町村ごとに地域の状況に応じた事業が行われます。

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
移動支援	障害者の外出に必要な介護や付き添いなどの支援	○	○	○	
日中一時支援  157 頁	家族などの負担軽減や仕事のため、障害者が日中一時的に施設で見守りを受けたり、活動に参加する	○	○	○	
訪問入浴サービス	居宅において、浴槽を提供し入浴を行うサービス	○			児童は利用対象外

●訓練等給付  135 頁、141 頁

①施設や居宅など生活する場において、生活能力の維持や向上のためのリハビリテーションや訓練を受けることができます。

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
自立訓練 (機能訓練)	施設や居宅で、リハビリテーションや生活等に関する相談及び助言の提供	○	○	○	標準利用期間 18 か月
自立訓練 (生活訓練)	施設や居宅で、入浴、排泄、食事等の自立した日常生活に必要な訓練や相談及び助言の提供	○	○	○	標準利用期間 24 か月・36 か月（長期入院（所）者）

②企業で就労を継続するために、相談や助言を受けることができます。

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労に移行した人に対して継続して就労できるように相談及び助言を提供	○	○	○	標準利用期間 36 か月（就労が6か月継続した後から利用可能）

③居宅への定期的な訪問により、自立した日常生活を営むための情報提供や助言並びに相談を受けることができます。

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
自立生活援助	居宅において、自立した日常生活が継続できるように相談及び助言の提供	○	○	○	標準利用期間 12 か月（延長可能）

コラム

福祉職員が増えることを願って

最近は多くの事業所で人材の確保が難しいと良く聞きます。私は、障害者の施設に入って早 30 年が経過します。当初の思いは、入所前に施設見学をして、イメージはついていましたが、全然知らない人との生活は、すべて不安でした。

だけど、今振り返ってみると施設に入って良かったと思います。施設を決めた理由は、職員で顔を知っている方がいたからです。その人の人間性、その人の人柄が良いから、この人がいれば大丈夫と思いました。

市内でも高齢者や障害者など色々な事業所があります。介護という仕事は大変さもあると思いますが、楽しさもある仕事だと思います。“福祉の仕事がしたい”と言う人が、一人でも多くなる地域社会になって欲しいと思います。

(利用者 T.H)

④ 出向いて利用するサービス

障害のある人が、就労に向けた訓練をしたり、居場所として利用できるものです。

●介護給付

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
短期入所 (ショートステイ) マ 149 頁	家族の支援を受けられない時、 家族の休養が必要な時、一時的 に施設や病院に入所して支援を 受ける	○	○	○	精神障害の場合、 本人の理由で利用 することもできる
生活介護 マ 129 頁	昼間、施設で入浴や排せつ、食事 の介護を行うとともに、創作的 活動や生産活動を提供する	○	○	○	

●訓練等給付 マ 135 頁

旧来の作業所と呼ばれていたものです。支援の内容によって利用方法が異なります。

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必 要な知識及び能力の向上に必要な 訓練を提供する。	○	○	○	標準利用期間 24 か月
就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業での就労が困難な人と 雇用関係を結び、知識及び能力 の向上に必要な訓練を提供する	○	○	○	
就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業での就労が困難な人 に、就労の機会を提供し、生産活 動その他の活動の機会を通じて、 知識及び能力の向上に必要な 訓練を提供する	○	○	○	

●その他 マ 173 頁

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
地域活動支援セ ンター	日中、施設で創作的活動や生産 活動を行う	○	○	○	サービスの利用決 定を受けていなく ても利用可能

⑤ 入所・居住・宿泊して利用するサービス

障害を持つ人が、介護や日常生活向上のための支援を受けながら共同生活を送ります。

●介護給付

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
療養介護	長期の入院による医療に加えて 常時の介護が必要な人に対し て、医学的管理の下で食事や入 浴等の介護、機能訓練、療養上 の管理、看護、相談等を行う	○	○		認定調査上の要件 がある
施設入所支援 マ 145 頁	施設入所者に、夜間や休日の入 浴や排せつ、食事等の介護を行 う	○	○	○	認定調査上の要件 がある

●訓練等給付

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
宿泊型自立訓練 マ 141 頁	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等であって、自立した地域生活に向けて一定期間、居室その他の設備を提供し、帰宅後における家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行う	○	○	○	
共同生活援助 (グループホーム) マ 153 頁	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待される	○	○	○	65 歳を超えた人は新たに入居できない

●地域生活支援事業

サービス名	内 容	身体	知的	精神	特記事項
福祉ホーム マ 141 頁	地域での自立生活を目指し、住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与する施設			○	

⑥ 退院・退所する人に向けたサービス

利用に当たっては指定一般相談支援事業所（109 頁）に相談してください。

サービス名	内 容	利用できる人	特記事項
地域移行支援事業	長年（原則 1 年以上）、施設や病院で暮らしていた人が地域での生活を始めるにあたっての計画を一緒に考える。住む家の確保の相談、サービスの体験的な利用など、安心して地域生活を送ることができるよう支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院や障害者支援施設などに入院・入所している障害者 ・保護施設や矯正施設などを退所する障害者 	
地域定着支援事業	地域での生活を継続できるように、常時の連絡体制を整え、緊急時の相談や訪問などによる支援を行う	単身生活だったり、同居する家族が病気・障害などで緊急時の支援を行うことができない状況にある障害者で、地域生活を継続するために緊急時などの支援が必要な人	

⑦ 暮らしを豊かにする用具

障害のある人や介護が必要な人の、生活・学習・就労・介助の支援のために使用する用具や機器を福祉用具といいます。障害者総合支援法では補装具と日常生活用具が規定されています。

1) 補装具費支給制度

補装具とは、義肢・装具・車いす・歩行器・補聴器など、身体障害者の失われた身体機能を補完・代替するために、身体に適合するよう作成されたものをいいます。身体に装着して、長期間に渡り継続して使用されるものであるため、医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断により支給されます。

利用できる人	補装具を必要とする身体障害者（児）
窓口	三原市社会福祉課
コメント	補装具費支給の判定と決定については、更生相談所の判定により市が決定するものと、医師の意見書により市が決定するものにわかれる

表 補装具の負担上限額

世帯区分	負担上限月額
生活保護	0円
市民税非課税	0円
市民税課税	37,200円

2) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具とは、目の不自由な人向けの時計や、下肢・体幹の不自由な人の為の入浴補助用具など、在宅での介護や療養、意思疎通などを補完するために使用するものです。

日常生活用具の購入やレンタルに要する費用の助成制度があります。

利用できる人	日常生活用具を必要とする障害者（児）
窓口	三原市社会福祉課
コメント	市による給付等の決定後、給付等を受ける。助成される金額には限度額がある。また、用具ごとに障害名・等級などの要件がある。支給は一部を除いて在宅の人に限られる



最新情報
(三原市)

表 日常生活用具一覧

種目	品名	対象障害種別および程度 (用具の機種や世帯状況等で、 対象とならない場合もある)	対象年齢	限度額 (円)	耐用 年数
介護・ 訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害1・2級	学齢児以上	159,200	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する人に限る)	3歳以上	19,600	5
		下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児又は重度知的障害者・児			
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する人)	学齢児以上	67,000	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害1・2級 (入浴に介助を要する人)	3歳以上	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害1・2級 (下着交換等に介助を要する人)	学齢児以上	15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害1・2級 ※ 天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	3歳以上	159,000	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害1・2級	3歳以上 18歳未満	33,100	3

コラム

「障害のある人もない人も助け合いながら、誰もが笑顔で暮せるまちづくりを願って」

障害者差別解消法（平成28年4月）の法律が出来たがまだまだだと思う。私は、車いすの生活で、どうしても、自分で出来ない時は、お願いをする立場なので、時に言いにくいこともある。だから困っている人をみたら気に掛けて声をかけて欲しいと思う。お互いが声を掛けあったら地域の中がもっと良くなると思う。

お互い様の心、思いやりの心をもった人が一人でも多くなる社会になって欲しい。
(利用者A.A)

種目	品名	対象障害種別および程度 (用具の機種や世帯状況等で、 対象とならない場合もある)	対象年齢	限度額 (円)	耐用 年数
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者 (入浴に介助を要する人) ※住宅改修を伴うものを除く	3歳以上	90,000	8
	便器	下肢又は体幹機能障害1・2級 ※住宅改修を伴うものを除く	学齢児以上	(便器) 4,450 (手すり) 5,400	8
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 障害 重度知的障害者・児で、てんかんの発 作などにより頻繁に転倒する人	—	36,750	5
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 障害	—	4,200	3
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 障害(家庭内の移動等において介助を 要する人) ※住宅改修を伴うものを除く	3歳以上	60,000	8
	特殊便器	上肢障害1・2級 重度知的障害者・児で、訓練を行っ ても自ら排便後の処理が困難な人※住 宅改修を伴うものを除く	学齢児以上	151,200	8
	火災警報機	身体障害1・2級(火災発生の感知及 び避難が著しく困難な人) 療育手帳④・A(火災発生の感知及び 避難が著しく困難な人) ※ただし、当該者・児の世帯が単身世 帯又はこれに準ずる世帯である場 合に限る	—	15,500	8
	自動消火器	身体障害1・2級(火災発生の感知及 び避難が著しく困難な人) 療育手帳④・A(火災発生の感知及び 避難が著しく困難な人) ※ただし、当該者・児の世帯が単身世 帯又はこれに準ずる世帯である場 合に限る	—	28,700	8
	電磁調理器	視覚障害1・2級(盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯) 療育手帳④・A	—	41,000	6
	歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害1・2級	学齢児以上	7,000	10
	聴覚障害者屋内信 号装置	聴覚障害2級 ※聴覚障害者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯で日常生活上必要と認 められる世帯	—	87,400	10

種目	品名	対象障害種別および程度 (用具の機種や世帯状況等で、 対象とならない場合もある)	対象年齢	限度額 (円)	耐用 年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害1・2・3級	3歳以上	51,500	5
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害1・2・3級、又は同 程度の身体障害者であって、必要と認 められる人	学齢児以上	36,000	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害1・2・3級、又は同 程度の身体障害者であって、必要と認 められる人	学齢児以上	56,400	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行 う人	—	17,000	10
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害1・2級(盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯)	—	9,000	5
	盲人用体重計	視覚障害1・2級(盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯)	—	18,000	5
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害3級以上もしくは、心 臓機能障害3級以上又は、同程度の障 害者であって必要と認められる人	3歳以上	50,000	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能障害若しく は言語機能障害であって、発声・発語 に著しい障害を有する人	学齢児以上	98,800	5
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害 (機器の使用により社会参加が見込 まれる人)(※原則1回まで)	—	100,000	原則 1回
	点字ディスプレイ	視覚障害1・2級かつ聴覚障害2級 (重複)	18歳以上	383,500	6
	点字器	視覚障害	—	10,400	5
	視覚障害者用I C タグレコーダー	視覚障害2級以上	—	63,000	5
	点字タイプライター	視覚障害1・2級以上 (就学もしくは就労している人また は就労が見込まれる人)	—	63,100	5
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚障害1・2級	学齢児以上	85,000	6
	視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚障害1・2級	学齢児以上	99,800	6
	視覚障害者用拡大 読書器	視覚障害(この装置により文字等を読 むことが可能になる人)	学齢児以上	198,000	8
	盲人用時計	視覚障害1・2級 尚、音声時計は手指の触覚に障害があ る等のため、触読式時計の使用が困難 な者を原則とする	—	(触読式) 10,300 (音声式) 13,300	10
聴覚障害者用通信 装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害 を有する人	学齢児以上	71,000	5	

種目	品名	対象障害種別および程度 (用具の機種や世帯状況等で、 対象とならない場合もある)	対象年齢	限度額 (円)	耐用 年数
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害(この装置によりテレビの視聴が可能になる人)	—	88,900	5
	人工喉頭	咽頭摘出者	—	73,600	5
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められた人及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—		
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人(電話(難聴者用電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—		
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者・児	—	別に定める額	
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	ストーマ造設者(直腸機能障害) ストーマ造設者(膀胱機能障害) ※複数箇所のストーマを造設している者については、恒久的な造設であることが、医師の診断書等で確認でき、その必要性が認められる場合は、造設箇所ごとに給付できるものとする※紙おむつ等との併給は不可	—	(蓄便袋) 9,030/月	—
			—	(蓄尿袋) 11,865/月	—
	紙おむつ等	高度の排便または排尿機能障害者、脳原性運動機能障害(排便もしくは排尿の意思表示が困難な人)※ストーマ用装具との併給は不可	—	12,600/月	—
	収尿器	脊髄損傷等により高度の排尿機能障害のある人	—	(男性用) 7,930 (女性用) 8,750	—
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢または体幹もしくは移動機能障害1・2・3級 (ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の人) ※設置に小規模に住宅改修を伴うもの ※原則1回まで	学齢児以上	200,000	原則1回



⑧ 障害者（児）の障害福祉サービス費用負担

1) 障害児の障害福祉サービス費用負担

障害児の障害福祉サービス費用負担は、保護者の収入に応じて4段階に分けて決められます。

利用するサービスによっては、「高額障害福祉サービス費」や「食費・光熱水費の軽減」、「家賃の助成」など、負担する費用の軽減措置を受けられる場合があります。

表 障害児の費用負担上限額

区分	世帯の収入状況		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯※	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※所得割28万円未満（収入が概ね890万円以下）の世帯が対象。

2) 障害者の障害福祉サービス費用負担

障害者の障害福祉サービス費用負担は、原則、障害者本人と配偶者の収入の状況に応じて4段階に分けて決められます。

利用するサービスによっては、「高額障害福祉サービス費」や「食費・光熱水費の軽減」、「家賃の助成」など、負担する費用の軽減措置を受けられる場合があります。

表 障害者の費用負担上限額

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（※1・2を参照）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※1 所得割16万円未満。収入が概ね600万円以下の世帯が対象。

※2 入所施設利用者（20歳以下）、グループホーム利用者は、市民税課税世帯の場合「一般2」となります。

第3節 日中の活動を支える

障害のある人が働いたり、安心して外出ができることは、生活の質に大きく影響する大切な要件です。日中活動の場については障害福祉サービスにも規定されていますので、第2節をご覧ください（84頁）。

① はたらく

就労を希望する障害のある人に対して、就労に向けた相談や準備、職場への定着など段階的な支援体制が整備されています（表を参照）。既に障害福祉サービスや就労支援を利用している人は、日ごろの支援担当者に相談することをお勧めします。

表 障害のある人に対する就労支援

1) 就労に向けての相談

ニーズ	内 容	相談窓口
働きたいが何かから始めればよいか分からない。利用できる制度や支援機関を知りたい	●職業相談・職業紹介 求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などの相談や指導を行う。専門的な支援が必要な人には、地域障害者職業センターを紹介する	ハローワーク
	●就労に関する様々な相談支援 本人のニーズや課題に応じて、職業準備訓練や職場実習のあっせん、求職活動への同行、生活面の支援など様々な相談に応じる	障害者就業・生活支援センター
	●障害者相談支援事業 地域で暮らす障害者等からの相談に応じ、サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会性活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための援助、専門機関の紹介等を行う	社会福祉課、(指定特定・指定一般)相談支援事業者
就職に向けての課題や自分に合った仕事(専門的な職業評価を含む)を受けたい	●職業カウンセリング、職業評価 仕事の種類や働き方などについて、希望や障害特性、課題を踏まえながら、相談・助言、職業評価、情報提供等を行う。必要に応じて、センターにおける専門的な支援も可能	地域障害者職業センター

2) 就労に向けての準備、訓練

ニーズ	内 容	相談窓口
就職に向けての課題を把握し、その課題の改善や適応力の向上を図るための訓練を受けたい	●地域障害者職業センターにおける職業準備支援 作業支援、職業準備講習カリキュラム、精神障害者自立支援カリキュラム、発達障害者就労支援カリキュラムを通じて、基本的な労働習慣の習得、作業遂行能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援する	地域障害者職業センター
就職に向けての訓練から就職後の定着支援までを一貫して受けたい	●就労移行支援事業 一般就労等への移行に向けて、就労移行支援事業所内での作業や、企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う（利用期間：2年以内）	就労移行支援事業者
職業に必要な技能を身につけたい	●公共職業訓練 障害者職業能力開発校のほか、一般の公共職業能力開発校において、専門の訓練コースの設置やバリアフリー化を推進することにより、公共職業訓練を実施している	・障害者職業能力開発校等 ・ハローワーク
	●障害者の態様に応じた多様な委託訓練 企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等に委託して、就職に必要な知識・技術を習得するための公共職業訓練を実施している （訓練期間：標準3か月）	・職業能力開発校（委託訓練拠点校） ・ハローワーク
その事業所での就職を前提に、職場や作業に慣れるための実地訓練を受けたい	●職場適応訓練 事業所において実際の業務を行い、その作業環境に適応するための訓練のこと （訓練期間：原則6か月以内）	ハローワーク
職場での実習を受けたいが、一人では不安なので、何人かのグループで実習を受けたい	●グループ就労訓練に対する助成 5人までの少人数グループで、指導員の支援のもと、企業内での実習を受けることにより、常用雇用への移行を目指す	高齢・障害者雇用支援センター



3) 就職活動、雇用前・定着支援

ニーズ	内 容	相談窓口
すぐに就職活動を始めたい、就職先を探したい	●求職登録、職業紹介 就職を希望して求職登録をすると、職務と能力等の要件とを照合して職業紹介を行う。必要に応じて同行紹介も実施する	ハローワーク
紹介された事業所で働き続けることができるか試したい	●障害者トライアル雇用事業 事業主と有期雇用契約を締結し、3か月間の試行雇用を行う。就職に対する不安を軽減し、事業主と障害のある人の相互の理解を深め、その後の常用就労を目指す	ハローワーク
職場に適応できるか不安なので、専門的な支援を受けながら就労したい	●職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業 事業所にジョブコーチを派遣し、障害のある人や事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた援助を実施する	・地域障害者 職業センター ・就労支援を行う 社会福祉法人等
在職中に障害者となったが、職場で働き続けるにはどうしたら良いか悩んでいる	●継続雇用の支援 在職中に障害をもった人が、慣れた職場での雇用を継続できるよう、関係機関との連携を図り、障害者と事業主に対する支援を行う	ハローワーク
職場での悩みや日常生活面での相談をしたい	●就業面と生活面の一体的な支援 センターの窓口での相談や職場訪問等により、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行う	障害者就業・ 生活支援センター
うつ病等により求職しているが、もとの職場へ復帰するために専門的な支援を受けたい	●精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援） 主治医等との連携の下、職場復帰に向けたコーディネート、生活リズムの建て直し、リハビリ出勤による復職前のウォーミングアップ、職場の受入体制の整備等の支援を行う	地域障害者 職業センター

4) 離職・転職時の支援、再チャレンジへの支援

ニーズ	内 容	相談窓口
今の職場での仕事になじめないので転職（再就職）したい	●職業相談、職業紹介、雇用保険の給付 転職を希望して求職申込みを行うと求職登録され、その希望に応じて、職業紹介が行われる。また、失業した場合、失業認定の手続き等を行うことで、雇用保険による基本手当等が給付される ※再就職を目指す場合は1) 2) の支援となる	ハローワーク
就労移行支援事業を利用したが一般就労は難しかった、体力面等から働き続けることが難しい	「就労継続支援事業（A型・B型）」 障害者総合支援法に基づく就労支援を利用できる。 詳しくは、89頁を参照	就労継続支援事業 所

5) 在宅就業の支援

ニーズ	内 容	相談窓口
I T技術等を活用して在宅で仕事をしたい	●在宅就業支援団体による援助 在宅で働く障害のある人に対し、事業主から発注を受けた業務の提供、相談・確認等の業務遂行援助、業務の対価の支払いを行う。また、職業講習、就職援助等を行う	在宅就業支援団体

② おでかけ

1) 障害者優待乗車証の交付

三原市内を運行する生活路線バスに無料で乗車できる乗車証を発行します。乗車証を使用する時は、障害者優待乗車証と障害者手帳を一緒に提示してください。また、一人の介護人を付けることができます。

令和3年度より三原市障害者優待乗船券との重複交付が可能になりました。

利用できる人	三原市在住の人で、次のいずれかの手帳を所持している人 ①身体障害者手帳（1種の人） ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
窓 口	三原市社会福祉課

2) 障害者優待乗船券の交付

三原市鷺浦町に居住する対象者には、三原港～向田港、小佐木港、佐木港、須波港～向田港のいずれかの区間に無料で乗船できる券を発行します。障害者手帳と一緒に提示してください。また、一人の介護人を付けることができます。

利用できる人	障害者優待乗車証（上記）の対象者と同じ
窓 口	三原市社会福祉課

3) 路線バス以外の地域コミュニティ交通について

三原市内には、路線バス（中国バス、芸陽バス、鞆鉄バス、おのみちバス）のほか、6つの地域で地域コミュニティ交通が運行しています。いずれも障害者優待乗車証や高齢者優待乗車証を利用して乗車できます。



公共交通ナビ
(三原市)

本郷ふれあいタクシー

内 容	本郷町内の自宅近くと目的地を概ねドア・ツー・ドアで運行する予約制乗合タクシー
運 行 日	月・水・金曜（※祝日・年末年始は運休）
便 数	船木、北方、南方路線 行き（自宅→目的地）7便、帰り（目的地→自宅）5便
運 賃	300円 ※敬老優待乗車証を提示した人は200円。 ※障害者優待乗車証を提示した人は無料。
利 用 方 法	事前に登録し、電話で受付事務所へ予約
予 約 受 付	月～金曜7時45分～16時 ※祝日、年末年始を除く。
予 約 期 間	乗車を希望する便の発車30分前まで（※行きの1便目は前日まで）
予 約 先	本郷町町内会長連合会 本郷ふれあいタクシー受付事務所（☎0848-85-0818）

久井町乗合タクシーはなさく号

内 容	久井町内の自宅近くと目的地を概ねドア・ツー・ドアで運行する予約制乗合タクシー
運 行 日	月・水・金曜（※祝日・年末年始は運休）
便 数	行き（自宅→目的地）6便、帰り（目的地→自宅）5便
運 賃	300円 ※敬老優待乗車証を提示した人は200円。 ※障害者優待乗車証を提示した人は無料。
利 用 方 法	事前に登録し、電話で受付事務所へ予約
予 約 受 付	月～金曜8時～17時 ※祝日、年末年始を除く。
予 約 期 間	乗車を希望する便の発車1時間前まで（※7時30分、8時30分の便は前日まで）
予 約 先	事前登録受付 久井支所（☎0847-32-7111） 予約受付 久井交通（☎0847-32-7118）

大和ふれあいタクシー

内 容	大和町内の自宅近くと目的地を概ねドア・ツー・ドアで運行する予約制乗合タクシー
運 行 日	月・水・金曜（※祝日・年末年始は運休）
便 数	神田、樫梨・和木、大草路線 行き（自宅→目的地）7便、帰り（目的地→自宅）5便
運 賃	300円 ※敬老優待乗車証を提示した人は200円。 ※小学生は100円。 ※障害者優待乗車証を提示した人は無料。
利 用 方 法	事前に登録し、電話で受付事務所へ予約
予 約 受 付	月～金曜7時30分～16時30分 ※祝日、年末年始を除く。
予 約 期 間	乗車を希望する便の発車30分前まで（※8時の便は前日まで）
予 約 先	大和町自治振興連合会 大和ふれあいタクシー（☎0847-35-1212）

八幡町民タクシー「さくら号」

内 容	八幡町内の自宅近くと目的地（八幡町内と尾道市御調町の一部）を概ねドア・ツー・ドアで運行する予約制乗合タクシー
運 行 日	月・水・金曜（※祝日・年末年始は運休）
便 数	1日11便（行き便・帰り便の違いあり）
運 賃	1乗車300円 ※敬老優待乗車証を提示した人は200円。 ※障害者優待乗車証を提示した人は無料。
利 用 方 法	事前に登録し、電話で受付事務所へ予約
予 約 受 付	月～金曜8時～18時 ※祝日、年末年始を除く。
予 約 期 間	乗車を希望する便の発車1時間前まで（※8時30分の便は前日まで）
予 約 先	事前登録受付 八幡町内会（☎0848-65-8237） 予約受付 久井交通（☎0847-32-6037）

佐木島循環バス

内 容	佐木港を帰着点とし、島内を循環
運 行 日	月曜～金曜（※祝日・年末年始は運休）
便 数	1日5便
運 賃	1乗車200円 ※鷺浦小学校の児童は無料。 ※敬老優待乗車証、佐木島循環バス優待乗車証（敬老）を提示した人は100円。 ※障害者優待乗車証、佐木島循環バス優待乗車証（障害）を提示した人は無料。
利 用 方 法	路線運行のため、予約は不要。
問 い 合 わ せ 先	三原市生活環境課（☎0848-67-6178）

幸崎町渡瀬・奥三地区乗合タクシー

内 容	渡瀬・奥三地区の各停留所と安芸幸崎駅、栄橋バス停、阪田医院を連絡する乗合タクシー
運 行 日	月・金曜（※祝日・年末年始は運休） ただし月曜が祝日の時は火曜に振り替え運行。
便 数	渡瀬・奥三ともに行き便各2便、帰り3便
運 賃	1乗車200円 ※敬老優待乗車証を提示した人は100円。 ※障害者優待乗車証を提示した人は無料。
利 用 方 法	停留所によっては、事前予約が必要。
申 込 先	幸崎町町内会連合会 幸崎タクシー（☎0848-69-0118）

4) 交通運賃の補助・割引

JRやバスの割引等については82頁を参照してください。

5) タクシーの割引と介護サービス

障害者手帳または運転経歴証明書（運転免許証を自主返納する際に要申請）をタクシーの乗車時に提示することで、運賃の1割引を受けられる場合があります。また、体の不自由な人などが車いすやストレッチャーに乗ったまま利用できる介護タクシー（福祉タクシー）も普及しています。介護タクシーは完全予約制の場合がほとんどです。

いずれも詳しくは各事業所へお問い合わせください。

タクシー会社名	住所	電話番号	割引					介護サービス		
			身体手帳	療育手帳	精神手帳	高齢	運転経歴証明書	車いす	ストレッチャー	
一般タクシー事業所	久井交通三原営業所	港町 1-701-4	0848-64-7470	○	○	○	—	○	—	—
	備三タクシー三原営業所	皆実 2-5-28	0848-64-5454	○	—	—	—	○	—	—
	三原交通	西野 4-4-1	0848-64-1818	○	○	○	—	○	○	○
	幸崎タクシー	幸崎能地 3-3-21	0848-69-0118	○	○	○	—	○	—	—
	双葉タクシー	下北方 1-10-17	0848-86-3131	○	○	○	—	○	—	—
	本郷タクシー	下北方 1-10-17	0848-86-3000	○	○	○	—	○	—	—
	やっさタクシー	南方 3-7-10	0848-86-1039	○	○	○	—	○	—	—
	奥田タクシー	大和町大草 7743-8	0847-34-1113	○	○	○	—	○	○	—
	神田タクシー	大和町下徳良 2157-4	0847-33-0001	○	○	○	—	○	—	—
	徳良タクシー	大和町下徳良 1904-1	0120-630633 0847-33-0633 0847-33-0234	○	○	○	—	○	—	—
	森田タクシー	大和町和木 1581-2	0847-34-0832	○	○	○	—	—	—	—
	久井交通本社	久井町下津 1497-9	0847-32-6037	○	○	○	—	○	—	—
	ハイランド交通	久井町羽倉 331	0847-32-8833	○	○	○	—	○	—	—
ローズタクシー三原営業所	城町 1-2-1	0848-63-2170					○			
介護タクシー事業所	あいあい三原	中之町 7-2-14	090-5375-7206 0848-64-7431	○	—	—	—	—	○	△ 小さめ
	たいようケアセンター	本町 2-8-33	0848-64-8361	○	—	—	—	—	○	○
	介護タクシー希望	久井町下津 1821-1	0847-32-7010	○	—	—	—	—	○	
	介護タクシーたくちゃん	尾道市御調町公文 564	0848-76-2631	○	—	○	—	—	○	—
	アップル介護サービス	本町 1-7-32	0848-36-5544					—		
	もみじタクシー	宮浦 6-2-32	0848-62-0088					—		
	はっぴー移送サービス	久井町江木 1164-1	0847-32-5322					—		
	介護タクシー優	尾道市高須町 2740	090-1334-3350					—		

6) 有料道路通行料金の割引

障害のある人が自ら運転する場合や、介護者が運転する車に同乗する場合に、有料道路の通行料金が割引されます。

利用できる人	①自ら運転する場合は、身体障害者手帳を持っている人 ②介護者が運転する場合は、重度の身体障害者または知的障害者(A・A)を同乗させている人
窓口	三原市社会福祉課
コメント	手続き時には、障害者手帳、車検証、運転免許証、ETC車載器セットアップ申込書又は証明書、ETCカードなどが必要

コラム

介護タクシーを利用しているAさん

私は視覚障害があり、自宅内では何とか移動出来ますが、外出時時は誰かのサポートが必要になります。

介護タクシーには割引制度もあるみたいです。例えば、身体障害者手帳を持っていれば安くなります。まずは、利用することがあれば、そのタクシー事業所に聞くことをお勧めします。また、車いすや、ストレッチャーでも大丈夫の車両もあるみたいです。

私が利用している介護タクシーの方は、とても親切な方です。思いやりの心がこもった声掛けがあった時は、とても嬉しく感じます。思いやりの心をもった人が一人でも多くなる三原になって欲しいと思います。

(利用者Aさん)

③ ピア・サポート

精神医療・福祉の現場では、入院治療から地域移行が促進されるようになり、同じ体験をしてきた当事者(ピアサポーター)による支援がますます期待されるようになってきました。三原市でも歴史を有するピア・サポートの活動があります。

1) 自助グループ

詳しくは第5章を参照してください(288頁)。

2) グループ翼

平成5年に、精神保健講座を受講した当事者と市民ボランティアと一緒に活動する「グループ翼」が結成され、現在も毎月1回活動を展開しています。

利用できる人	三原市内に居住又は市内の医療機関・事業所等を利用している精神障害者等
窓口	三原病院わいわい工房内 (☎0848-63-1588)

第4節 暮らす場所を考える

障害のある人の多くが、自分や家族の持ち家やアパートに暮らしており、一人暮らしをしている人の割合は多くないといわれています。それは、家族等の支援が得られない場合に住居の確保が課題となる人もいることを表しています。安心した暮らしの確保に向けて、三原市では暮らすことを支える独自の制度も発展しています。

1) 公営住宅

公営住宅法の改正により、平成18年4月からは精神障害者や知的障害者の単身入居が認められることになりました。また、令和2年4月から、連帯保証人が不要となりました。

2) 居住サポート事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由で入居が難しい人に対して、入居に関する調整や家主への相談・助言などの支援を行います。

利用できる人	障害に対する治療又は支援が必要な人で、市内に居住を希望するが、連帯保証人の確保に困窮している人。(さらには、市内の障害者支援機関又は医療機関から推薦のある人で、家賃等の費用を支払える見込みがあり、緊急時の連絡先を有し、継続して治療や支援を受ける意思がある人。)
窓口	三原市社会福祉課 (申込先)「ドリームキャッチャー」 ☎0848-63-3319 「さ・ポート」 ☎0848-62-1736
コメント	三原市障害者居住確保支援会議(毎月第4火曜開催)で話し合いながら関係機関と協力して、一般住宅に入るための支援をしていきます。

3) 障害者自立生活体験事業

家族又は施設から離れた地域内の民間アパート等を利用し、自立生活を体験するものです。事業は、体験室型及びホームステイ型の2種類に分類されます。

利用できる人	市内に居住又は市内から入所施設等を利用している障害者等で、グループホーム、アパート等で自立生活を営むための生活体験が必要な人
窓口	三原市社会福祉課

4) 地域生活支援システム緊急時受入等事業

障害のある人の家族(介護者)の急病等により、在宅での生活ができなくなる場合において、速やかに自宅訪問し、見守り支援または、施設等への受入れ支援をするものです。

利用できる人	在宅の障害のある人で、家族(介護者)の急病等により、日常生活が危ぶまれ、他に介護する者がいない人。事前の利用登録が必要。
窓口	三原市社会福祉課

第5節 その他の三原市のサービス

1) 腎臓機能障害者通院交通費補助事業

腎臓機能障害により、人工透析（血液透析療法）を受けるために通院をしている人に対して、通院にかかる交通費を補助するものです。医療機関の所在地や通院日数を問わず、1か月につき500円～2,000円を補助金として支給します。

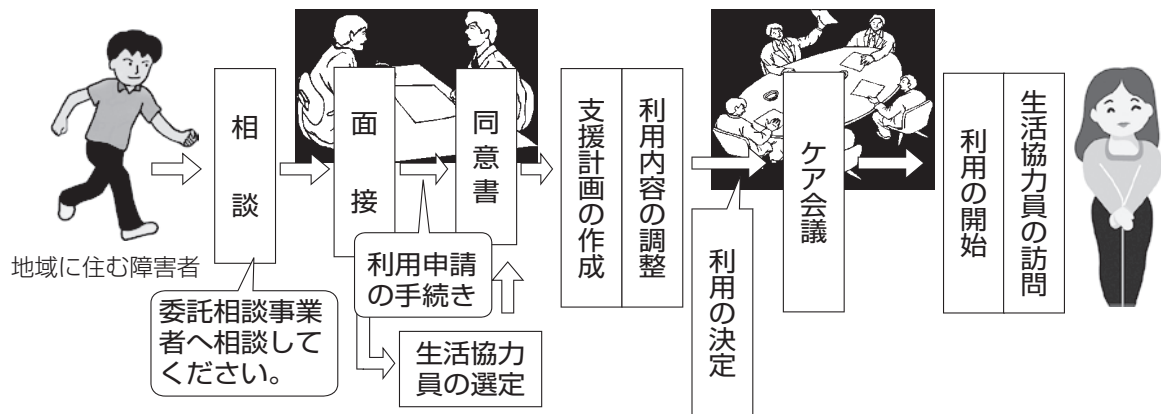
利用できる人	三原市内に住民票があり、腎臓機能障害の身体障害者手帳をお持ちの人で、人工透析（血液透析療法）を受けるために通院をしている人（所得制限あり）
窓口	三原市社会福祉課

2) 生活アシスタント事業

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、支援計画にそって生活協力員を派遣し、日常的な相談や見守りなどの支援を行うものです。

利用できる人	三原市内に住んでいて（住所もあり）生活の見守りや相談相手など、生活協力員の援助を必要としている人
窓口	三原市社会福祉課 （申込先）委託相談支援事業者 「ドリームキャッチャー」 ☎0848-63-3319 「さ・ポート」 ☎0848-62-1736
コメント	①福祉サービス等の利用支援 ②健康、物品購入、余暇等の日常生活に関する相談 ③その他必要と認められる援助 *あくまでも、これらの支援は相談の中から出てきた「困ったこと」について対応するため補助的なもの（相談支援事業を補完するもの）である。相談の中で出てきた内容について、支援計画に基づき、必要と認められる人に対して行われる（ホームヘルパーではなく、恒久的に支援するものでもない）

○利用にあたっての手続き等の流れ



3) コミュニケーション支援事業

聴覚、音声機能、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者又は要約筆記者を派遣するものです。

利用できる人	市内に在住の聴覚等障害者（聴覚・言語機能、音声機能）
窓 口	三原市社会福祉協議会、ボランティアセンター

4) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な重度の障害者が入院する際に、医療従事者との意思疎通を支援するため、コミュニケーション支援員を派遣します。

利用できる人	三原市内在住の学齢児以上の障害児・者で、次のすべてにあてはまる人 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の人 ・意思疎通を円滑に図ることのできない、手帳を取得した全身性障害、知的障害、精神障害児・者及び市長が必要と判断した人 ・障害福祉サービス等を利用している人 ・入院先の医療機関の了解を得られる人
窓 口	三原市社会福祉課

5) こころのなんでも相談

憂うつな気分が続く、イライラして困る、アルコールの飲み方に関する心配がある、物忘れや認知症ではないかなどの、こころについての定例相談を専門医師や精神保健福祉士が受け付けています。

窓 口	三原市保健福祉課 ※要予約 ☎0848-67-6061
コ メ ン ト	日程は市の広報に掲載


6) 障害者なんでも相談

障害（発達障害を含む）があり、生活のしづらさを感じている人や、家族の悩みなどの相談を受け付けています。

窓 口	ドリームキャッチャー ※要予約 ☎0848-63-3319											
コ メ ン ト	<p>日程は市の広報に掲載</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">場 所</th> <th colspan="2">日 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三原市本郷保健福祉センター</td> <td>第4月曜</td> <td>14:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>三原市久井保健福祉センター</td> <td>第4水曜</td> <td rowspan="2">10:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>三原市大和保健福祉センター</td> <td>第1金曜</td> </tr> </tbody> </table> <p>【相談員】障害者生活支援センタードリームキャッチャー相談支援専門員 地域生活支援センターさ・ポート相談支援専門員</p>	場 所	日 時		三原市本郷保健福祉センター	第4月曜	14:00～16:00	三原市久井保健福祉センター	第4水曜	10:00～12:00	三原市大和保健福祉センター	第1金曜
場 所	日 時											
三原市本郷保健福祉センター	第4月曜	14:00～16:00										
三原市久井保健福祉センター	第4水曜	10:00～12:00										
三原市大和保健福祉センター	第1金曜											

7) 精神保健福祉ネットワーク『こころ♡ネットみはら』

三原市内の保健・福祉・医療に関係する団体が、「誰もが自分らしく暮らせる街づくり」を目的として、月1回定例会を開催し、以下の事業に関する協議・意見交換を行っています。

事業内容	<p>○事業に関する企画・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころ♡ネットみはらまつり ・やさしい精神保健福祉講座 ・その他必要な事業や研修 <p>○関係機関との連携・協働に関すること</p> <p>○地域生活支援に関することなど</p> <div style="text-align: right;">  <p>思いやり戦隊♡ ハートレンジャー</p> </div>
事務局	三原市保健福祉課 ☎0848-67-6061

※詳しくは三原市HPの保健福祉課「こころのガイドブック」をご覧ください。

8) 広島ひきこもり相談支援センター（東部センター・サテライト型）

ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・就労・福祉等の適切な関係機関へつなげるなどの支援を行います。来所相談や訪問相談は予約制で、家族だけの相談も可能です。費用は無料です。

利用できる人	18歳以上のひきこもり状態にある人やその家族
窓口	広島ひきこもり相談支援センター東部センター（小泉病院内） ☎0848-66-0367
コメント	受付日：火曜・金曜 9：00～17：00 対象地域：三原市・尾道市・福山市・府中市・世羅町・神石高原町


第6節 相談窓口・権利を守る

① 障害に関すること

1) 障害のある人の支援に関する相談窓口

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市では相談支援事業を実施しています。障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

利用できる人	障害のある人やその家族など
窓 口	三原市社会福祉課、または市から委託を受けた相談支援事業者

表 相談支援事業者  117 頁

名 称	住 所	電話番号	委託	指定 一般	指定 特定	指定 障害児
障害者生活支援センター ドリームキャッチャー	城町 1-2-1	0848-63-3319	○	○	○	○
地域生活支援センターさ・ポート	港町 3-19-6	0848-62-1736	○	○	○	○
障害者相談支援センタータクト	本郷北 3-4-4	0848-86-2188		○	○	○
相談支援事業所ヴァンペール	中之町 6-31-1	0848-64-7851		○	○	
Piano ² 相談支援事業所	宮浦 3-6-2	0848-67-1528		○	○	○
きぼう相談支援事業所	明神 1-18-1	0848-63-4563			○	○
NPO法人けんけん・ぱ	円一町 3-10-3	0848-61-5538			○	○
相談支援事業所くるみ	大和町大草 9061	080-4551-3892			○	○
相談支援事業所のぶき	本郷町南方 21134-1	080-4558-1845			○	○
のぞみ相談支援事業所	明神 3-16-16	0848-29-7800			○	○
ピッコロ相談支援事業所	深町 480-1	0848-36-6107		○	○	
相談支援事業所かえで	宮浦 4-10-10	080-8243-0866			○	○
寿波苑障害者相談支援事業所	須波ハイツ 4-15-1	0848-69-0568			○	
やっさ相談支援事業所	中之町 5-3-7	0848-67-7101		○	○	
アップル介護サービス相談支援 事業所	本町 1-7-32	0848-36-5544			○	○

◎施設・事業所に苦情を言ったが、解決されない場合

施設や事業者設置されている「苦情受付担当者」等に直接言えなかったり、苦情を言っても解決されない場合は、運営適正化委員会に相談しましょう。

- ・ 広島県社会福祉協議会  082-254-3419
(広島県福祉サービス運営適正化委員会)  082-256-2228

2) 高次脳機能障害に関する相談

広島県高次脳機能センター（電話：082-425-1455）

② 障害者虐待を発見したとき

身のまわりの世話をしている家族や知り合い、福祉施設等のスタッフ、職場の人から虐待を受けている障害者を見つけたとき、またはその疑いがあるときは関連機関に通報する義務があります。

内 容	身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人に対し、①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者が以下の行為をすることを障害者虐待と定義し、禁止しています。	
虐 待 の 種 類	身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為
	性的虐待	性的な行為やその強要
	放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと
	心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
	経済的虐待	待本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
窓 口	三原市社会福祉課 ☎0848-67-6060 (24時間: 0848-67-6166)	
コ メ ン ト	結果的に虐待ではなかったとしても、通報したことで罰せられることはなく、誰が通報したのかも守秘義務によって守られます。なお、この場合の通報義務は守秘義務に優先します。虐待のおそれがあれば、市は障害者を一時保護することができ、また、生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、立入調査を行うことができます。一時保護や立入調査を行う際に、必要があると認められる場合には警察に援助を求めることができます。	



③ 配偶者からの暴力を発見したとき

DV（ドメスティックバイオレンス）とは、配偶者からの身体に対する暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力も含まれます。また、配偶者には、事実婚や元配偶者も含まれます。

内 容	被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができ、それに違反した加害者である配偶者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に課せられます。	
保護命令の種類	接近禁止命令	被害者の身辺につきまとう、被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止。期間は6か月
	退去命令	被害者とともに住む住居から退去を命じる。期間は2か月
	子に対する接近の禁止命令	被害者の子又は親族等に身辺につきまとう、被害者の子又は親族の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止。期間は6か月
	親族等への接近禁止命令	
	電話等禁止命令	被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害の全ての行為を禁止期間は6か月
窓 口	三原市社会福祉課 ☎0848-67-6058 女性相談室 ☎0848-61-0122（平日9:30～16:00） 配偶者暴力相談支援センター（東部こども家庭センター） ☎084-951-2372	
コ メ ント	配偶者からの暴力を受けている被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければなりません。また、医師その他の医療機関関係者が、配偶者からの暴力によるけがなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できます。（ただし、被害者本人の意思は尊重されます。）	



④ 消費生活相談

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受付け、公正な立場で処理にあたっています。

内 容	(1) 消費生活相談 衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、問題解決のお手伝いをしています。(情報提供、助言、業者とのあっせん等) (2) 情報提供・啓発活動 消費者被害の未然防止・暮らしに役立つ情報の提供を各種パンフレットや資料、インターネット等を通じて提供します。また、講座の開催等の啓発活動も行っています。
利用できる人	市内にお住まいの人
窓 口	三原市消費生活センター ☎0848-67-6410
コ メ ント	月曜～金曜（祝日・年末年始を除く） 9：00～16：00（12：00～13：00 は昼休み） 相談は無料

⑤ 法的トラブル解決のために

借金、離婚、相続など、さまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき、また、経済的に余裕がなく相談ができないときの法的トラブル解決のための相談窓口が日本司法支援センター（愛称：法テラス）です。

また、平成 28 年からは障害者差別解消法が施行されています。障害を理由とした不当な配慮がされていないか、権利擁護の視点でサポートすることが大切です。

内 容	(1) 情報提供 法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供 (2) 民事法律扶助 資力の乏しい人のための無料法律相談（法律相談援助） 弁護士・司法書士費用の立替え（代理援助、書類作成援助） (3) 犯罪被害者支援 (4) 司法過疎対策 (5) 国選弁護等関連業務
利用できる人	どなたでも可能 民事法律扶助については、資力が一定額以下であることが条件。
窓 口	法テラス広島、法テラスと契約している弁護士・司法書士 ☎0570-078374
コ メ ント	高齢や障害があることで窓口まで行くことができない人については、出張相談が受けられる場合もあります。

⑥ 福祉サービス利用援助事業「かけはし」

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

内 容	(1) 福祉サービスの利用手続きのお手伝い	1,500円／1回 (2時間程度)
	(2) お金の出し入れのお手伝い	
	(3) 通帳や印鑑、証書等のお預かりサービス	1,500円／月
利用できる人	判断能力が不十分な人で、契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人 ※障害者手帳を持っていない人や認知症の診断を受けていない人も利用できます。	
窓 口	三原市社会福祉協議会	
コ メ ン ト	相談と支援計画の作成は無料。契約締結審査会の承認が必要になり、ご本人と社会福祉協議会の契約までに日数を要します。	

⑦ 成年後見制度の利用

判断能力が不十分な人を保護し、支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

1) 法定後見制度

内 容	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の財産を管理し、福祉サービスの利用や施設入所の契約を結ぶなどの支援を行う。本人の判断能力の程度により、後見、保佐、補助の3類型があり、それぞれ支援できる範囲や権限（同意・取消権、代理権）が異なります。	
利用できる人	後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
	保佐	判断能力が著しく不十分な人
	補助	判断能力が不十分な人
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、成年後見人等、三原市長	
窓 口	三原市社会福祉協議会、障害者生活支援センター「ドリームキャッチャー」、三原市社会福祉課、三原市高齢者福祉課、各地域の高齢者相談センター、法律事務所（弁護士）、司法書士事務所、広島家庭裁判所尾道支部（大和町を除く地域）、広島家庭裁判所本庁（大和町）	
費 用	収入印紙3,400円、切手3,000円～5,000円 書類費用（戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、診断書等の入手に必要な費用）鑑定費用（5万円～10万円程度） 弁護士や司法書士に書類作成の代行を依頼した場合はその手数料	
コ メ ン ト	対象者を援助してくれる成年後見人、保佐人、補助人は、家庭裁判所が選定し、本人の親族以外にも、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が選ばれることもあります。また、必要に応じて複数の人が選任される場合もあります。	
根 拠 法	民法	

2) 市長申立て

成年後見制度を利用するにあたり、申立をすることができる人(申立権者)がない場合、市長が代わりに家庭裁判所に申立てをすることができます。

利用できる人	認知症や知的障害、精神障害などにより、成年後見制度を利用する必要がある人のうち、 ①2親等以内の親族がおらず、申立てをしてくれる可能性のある3親等または4親等の親族の存在が明らかでない人 ②2親等以内の親族があっても、虐待等により市長申立てをすることが必要と判断した人 ③その他対象者の福祉を図るために、市長が特に必要と認めた人
窓口	三原市社会福祉課、三原市高齢者福祉課
コメント	申立にかかる費用は市長が負担する。 対象者に費用負担能力がある場合は、市長は対象者にその費用の返還を請求することができます。

3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用するにあたり、経済的な事情から費用の負担が困難な人に対し、その費用の助成をします。

助成の内容	・申立て手続きに必要な費用の助成 ・成年後見人等への報酬助成 施設入所者：1万8,000円/月 在宅生活者：2万8,000円/月
利用できる人	認知症や知的障害、精神障害などにより、成年後見制度の利用を市長申立てによって行う人のうち、 ①生活保護を受けている人およびこれに準ずる人 ②申立に必要な費用等を負担することが困難であると市長が認める人
窓口	三原市社会福祉課、三原市高齢者福祉課
根拠法	三原市成年後見等制度利用支援事業に関する要綱

4) 法人後見

判断能力が十分でない人に対し、社会福祉協議会が法人後見人(成年後見人・保佐人・補助人)になり、家庭裁判所の審判に基づく代理権・同意権(身上監護、財産管理)を執行する事により保護並びに支援を行います。

利用できる人	受任審査会議で、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任することが適当と認められた人
窓口	三原市社会福祉協議会
コメント	成年後見人等の受任については、その時の支援状況により対応することができない場合もあります。

5) 任意後見制度

判断能力が十分にある人が、将来、認知症等で判断能力が不十分になったときのために、自ら選んだ人と支援して欲しい内容をあらかじめ公正証書によって契約をしておく制度です。

利用できる人	契約を結ぶための判断能力が十分にある人
窓口	公証役場
コメント	本人の判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所に申立てを行うことで任意後見監督人の選任後、支援が開始されます。 法定後見制度と異なり、後見人には取消権がないため、取消権が必要な場合には、法定後見制度の申立てを行う必要があります。

8 三原市権利擁護連携支援センター

権利擁護連携支援センターは、専門職による助言などの支援の確保や、協議会の事務局、地域連携ネットワークのコーディネート等の中核を担う機関です。

※協議会とは、権利擁護支援、成年後見制度利用促進機能の効果に向け、各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する場。

目的	認知症や知的障害、精神障害等の理由で適切な判断が難しい人の「生命や財産」を守るために、各種支援機関の連携ネットワークを構築し支援者のバックアップを行うことを目的とするものです。
役割	様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウなどを段階的に蓄積しながら、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担います。 ※権利擁護連携支援センターですべての役割・機能を担うものではありません。 【機能】 ・広報啓発機能 ・相談機能（支援者からの相談対応、専門相談会の開催） ・成年後見制度利用促進機能 ・後見人支援機能
利用できる人	支援者(医療機関、福祉・介護保険サービス事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所等)
窓口	三原市権利擁護連携支援センター(三原市社会福祉協議会内) ☎0848-29-9000
コメント	権利擁護連携支援センターは、このような支援をします。 ①担当相談員が情報を整理し助言します。 また、必要に応じ、個別ケア会議などに同席し一緒に検討します。 ②司法的な助言が必要な場合は、専門相談(弁護士・司法書士)をご案内します。 ③この支援でいいか悩む時や、他に活用できる制度等の助言がほしいなどの際は、司法職も含めた各種支援機関で構成する「地域連携ネットワーク実務代表者会議」で検討します。